平成２４年（フ）第５０４号
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595番地３
債務者　株式会社Ｊａｐａｎｅｓｅ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ（旧商号株式会社東協エンジニアリング）
代表者代表取締役　大槻　俊雄
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　信裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前11時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
埼玉県熊谷市三ヶ尻4263番地
債務者　株式会社コスミック
代表者代表取締役　矢吹　敏治
１　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後２時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３２号
香川県高松市香川町川東下880番地26
債務者　有限会社石倉電気工事
代表者取締役　石倉　　寛
１　決定年月日時　平成24年５月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　重　　哲郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前11時30分
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８２７０号
京都府京都市山科区東野井ノ上町20京都刑務所内、住民票上の住所大阪府摂津市鳥飼本町２丁目８番29号
債務者　眞鍋美津治
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　崇公
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後４時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６２号
名古屋市昭和区東畑町１丁目38番地の３
債務者　株式会社ダンテック
代表者代表取締役　宮本太貴治
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　舟橋　民江
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７１号
滋賀県東近江市小脇町1238番地３
債務者　タキショー機工販売こと　瀧上　松雄
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多賀　安彦
４　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１９９号
沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭102番地２
債務者　野原　　清
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村ゆかり
４　破産債権の届出期間　平成24年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３号
青森県三沢市松園町２丁目16番10号　山本貸家Ｇ号
債務者　米田　博彰
１　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　陽大
４　破産債権の届出期間　平成24年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午後１時15分
６　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第４９号
青森県三沢市さつきヶ丘１丁目23―164　さつきヶ丘団地３号棟５―２―102、住民票上の住所青森県三沢市大字三沢字園沢12番地
債務者　種市栄佐夫
１　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　明広
４　破産債権の届出期間　平成24年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３０６号
仙台市青葉区大町２丁目15番24―907号、従前の住所仙台市青葉区作並字元木２番地の３
債務者　高島　憲二
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　及川　雄介
４　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後２時10分
６　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
仙台市青葉区大町２丁目15番24―907号、従前の住所仙台市青葉区作並字元木２番地の３
債務者　高島　良子
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　及川　雄介
４　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後２時
６　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
兵庫県西宮市東山台４丁目11番地２、前住所広島県安芸郡府中町大須３丁目８番14―403号
債務者　玉森　幸一
１　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　朋美
４　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第９４２号
愛知県小牧市大字久保一色1208番地４　ダイナース小牧1103号
債務者　吉田　信之
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福谷　朋子
４　破産債権の届出期間　平成24年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後２時20分
６　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９号
愛知県小牧市東４丁目240番地　サンハイム外山102号、住民票上の住所三重県伊勢市朝熊町1636番地１
債務者　濵口　和昭
１　決定年月日時　平成24年５月29日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　　太
４　破産債権の届出期間　平成24年６月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係